

南阿蘇村環境保全農業推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、南阿蘇村環境保全農業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(環境保全農業の定義)

第2条

「南阿蘇村環境保全農業」（以下、環境保全農業という）とは、「地域の立地特性を最大限に発揮し、美味しい・安全・安心な南阿蘇村ブランド農産物づくりのために、土づくりを基本とし慣行農法に比べて化学合成肥料や化学合成農薬を削減または使用しない農法」をいう。

(目的)

第3条 本協議会は、有機農業をはじめ地域における環境保全農業のための取り組みを推進し、地域住民や消費者に環境保全への理解・啓発に努め、農業と観光の永続的な振興を図り、もって快適な村民生活の実現を目的とする。

(事業)

第4条 本協議会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 環境保全農業の生産技術確立に関する事業
- (2) 環境保全農産物の流通販売促進に関する事業
- (3) 地域住民や消費者に環境保全農業の理解を深める事業
- (4) 環境保全農産物の地産地消の推進およびPR
- (5) その他この事業の目的を達成するための取り組み

(構成員)

第4条 本協議会は、本協議会の目的に賛同し別途定めた入会金を納めた者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計1名

(4) 監事2名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員以外に若干名の顧問を置くことができる。

(役員職務)

第6条 会長は、本協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本協議会の予算を管理する。
- 4 監事は、本協議会の事業並びに会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員補充のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本協議会の総会は通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。その他必要に応じて役員会を開催するものとする。

- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(入会金及び会費)

第9条 本協議会の入会金は1,000円とし、年会費は事業年度ごとに定め徴収する。

(事務局)

第10条 本協議会の事務局を、南阿蘇村農政課内に置く。

(事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(附則)

本規約は平成24年4月1日から施行する。

この規約は平成26年4月18日に一部改正。